

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年8月10日付けで行った、法24条3項の規定に基づく保護申請却下処分。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

却下理由が全体的に虚偽である。却下理由に「貸した際に具体的な説明がされない」とあるが、用途は食費、交通費、借金の返済ときちんと答えた。電話に応答がないだけで却下するのは横暴すぎる。また、請求人は返還義務を履行しようとしており、実際に一部を返還している。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成３０年２月２０日	諮問
平成３０年４月２６日	審議（第２０回第３部会）
平成３０年５月２５日	審議（第２１回第３部会）

## 第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### １ 法令等の定め

- (1) 法４条１項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法８条１項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。
- (2) 法２４条１項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項３号は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対し書面をもって通知しなければならないと規定している。

(3) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）は、虚偽の収入申告及び多額の保護費の不正受給により保護を廃止し、法78条の規定に基づく費用返還を求めた者から、短期間で保護の再申請がなされた事例について、「計画的な消費生活を営む努力をせず、また自らの不正に負うところの返還義務も履行しようとはせず、多額の金品を遊興費に消費したとの申立てを行い短期間で再申請に及ぶ者に対しては、資産活用要件を欠くことから、そのような本人の申立てのみで直ちに保護を適用することは適当でない。」としている（問答集問10-3（答）(2)）。

2 これを本件についてみると、処分庁が請求人に対して返還又は徴収を決定した本件63条返還決定額1、本件63条返還決定額2、本件63条返還決定額3及び本件78条徴収決定額について、いずれも、本件処分の時点において納付の事実が認められていない。

また、請求人が、平成28年2月4日に3回目の保護が廃止されてから比較的短期間のうちに保護申請を繰り返しつつ、平成29年4月14日には遡及支払い分の障害年金912,316円の振込による支払いがなされたが振込日から短期間のうちにその全額が引き出されていること、同年6月15日にも定例支払い分の障害年金227,846円の振込による支払いがなされたこと、処分庁は請求人によるこれらの用途の説明を確認できていないこと及び本件資産申告書によれば現金及び預貯金の有無及び額が不明であることなどを勘案すると、上記（1・(3)）の問答集問10-3（答）(2)に照らし、請求人が「計画的な消費生活を営む努力」をしているものとは認め難く、「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」

(1・1)との法4条1項が規定する保護の要件について、請求人の場合には満たされていることが確認できないのであるから、保護の必要性を認定することができないものである。

以上のことからすると、上記1の法令等の定めにも照らし、処分庁が請求人について「資産活用の要件を欠く」と判断して本件申請を却下したことには合理性があり、本件処分を違法又は不当なものとは認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法性、不当性を主張しているが、本件処分に違法、不当な点がないことは、上記2のとおりであって請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)